

西東京市社会教育委員会
～地域学校協働活動～
協働を知る

2019.9.27

小松 真弓(こまつまゆみ)

仕事:西東京市市民協働推進センターゆめこらぼセンター長

地域:やぎカフェ(市立柳沢中学校放課後カフェ)

プライベート:FM西東京放送番組審議委員、チーム24(まちづくり集団メンバー)、西東京市男女平等参画推進委員、ノマの会西東京事務局、西東京子ども放課後カフェメンバー、NPO法人設立や会計・NPO組織コーチングetc・・・

西東京市における協働とは



平成20年2月
平成29年12月改訂

- ▶ はじめに 私たちを取り巻く地域社会は、地方分権の進展、少子高齢化、団塊世代の大量退職等により大きく変化し、他方で私たち一人ひとりの価値観や生活実態、ニーズ等も複雑・多様化しています。こうした社会や個人の変化に伴い、行政のみが地域の全ての公共サービスを提供することが困難になっています。また地方分権の進展に伴い、行政だけでなく、市民自らが地域のことを考え、自らで解決していくという、役割の分権と官民のパートナーシップの実現に向けて、市民活動団体への期待はますます高まっています。西東京市においても、公共分野における課題の解決に取り組んだり、自発的なボランティア活動を行うなど、自分たちに必要なサービスを自ら迅速に創り出して提供する活動が活発になってきています。私たちが住むまちを個性豊かで活力のあるまちとし、多様な市民ニーズに対応していくためには、行政だけではなく地域の全ての主体が相互に協力しあって、地域の課題を解決することが求められているのです。「協働」は、そうした背景の中で注目されてきた手法です。この協働の基本方針は、西東京市が平成15年度に職員向けに策定した「市民活動団体との協働の基本方針」を見直し、市民やNPO団体等の意見を聞いて、新たに策定したものです。この基本方針については、協働のさらなる促進に向けた市の取組方針として、職員だけではなく、市民の皆さんにもご活用いただき、多様な主体による地域課題の解決に資することを期待しています。

協働ってなに？

- ➡ 協働とは、市民と行政など多様な主体が、お互いの特性をいかし、地域の課題を解決していく手法です。
- ➡ 西東京市では「協働の基本方針平成20年2月(平成29年12月改訂)」に則り、公共的サービスなどを担う多様な主体が、地域課題解決や新たなアイデアを生むなど、「協働」による効果が期待されています。
- ➡ 多様な主体とは？
「市民活動団体と行政」や「市民活動と企業」、「行政と企業」「地縁組織と行政」など別々の主体のこと。



なぜ「協働」が必要？ 「協働」の効果は？

- なぜ協働が必要かという点、少子・高齢化など様々な地域の課題が多様化・複雑化している現状。行政だけ、市民だけでは課題を解決できないことが多くなってきた。
- 協働でどのような効果があるのかという点と、それぞれの特性や強みをいかすことで、参画する人々の一緒に取り組むやりがいアップ。また、アイデアが豊富になったり、それぞれのネットワークをいかし、活動の場の拡大や事業展開にもつながる。

協働を進める際のやくそく

協働は「協働することが目的」ではなく、具体的な目標に向かって進むための「手法」。進め方が大事！

▶ よりよいパートナー関係

- 1.相互理解～相手のことをとことん理解する
コミュニケーションが大事
- 2.事業の目的、プロセス、目標は共通
合意形成
- 3.結果・成果を共有する
それぞれの協働パートナー同士の成果、喜び合える！！
- 4.協働担当者が変わっても協働に対する思いは引き継ぐ
異動があっても、人が変わっても「同じ」

協働の実施にあたって

協働の原則(7つの基本ルール) 協働の基本方針より

1. どちらも主役！

～対等なパートナーとして認識しよう～

2. 目指す目的は一緒！

～目的を共有し、役割を明確にしよう～

3. 積極的な話し合いを！

～同じテーブルにつこう～

4. 情報はオープンに！

～みんなに見える関係にしよう～

5. 次のステップに向かって

～協働のふりかえりを徹底しよう～

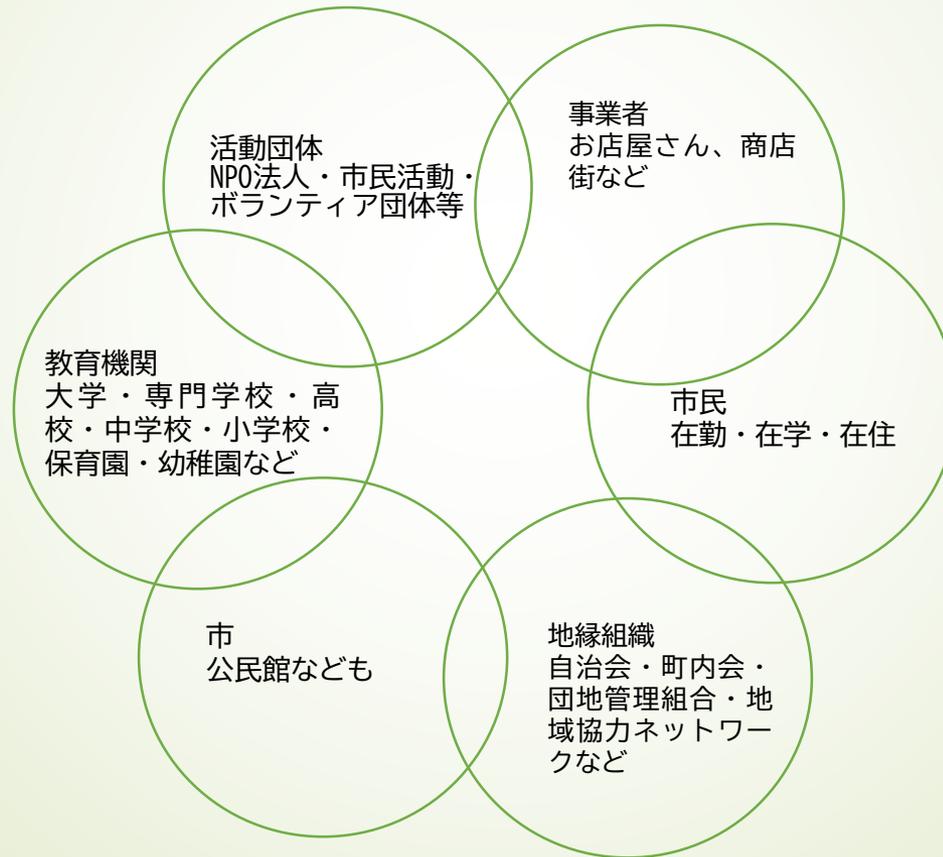
6. 信頼される市役所に！

～職員一人ひとりが市民感覚を磨こう～

7. 主体的に自立した活動を！

～自主性・独自性を育てよう～

協働のカたち（例）





協働の事例

ゆめこらぼ通信61号 2019年7月1日号(別添)

ゆめこらぼ

月～土(日曜日・年末年始休館)

午前10時～午後7時まで開館

★随時相談業務を行っています。

ご清聴ありがとうございました。